【様式６】

本協定書は参考として配布するものです。協定の内容についてそれぞれの実情に併せて、適宜修正して頂いてかまいません。

共同体協定書

○○○○○○○○○（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、千葉県生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の受託者として応募するにあたり、当該事業に関する業務について、次のとおり「○○○○○○○○○共同体協定書」（以下「協定書」という。）を締結する

（目的）

第１条　本協定書は、千葉県生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の受託者として応募する甲、乙が行う当該事業の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　当共同体、○○○○・○○○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第３条　当共同体の構成員は次のとおりとする。

　　　　　甲　住所　○○○○○○○　○丁目○番○号

　　　　　　　名称　○○○○

　　　　　乙　住所　○○○○○○○　○丁目○番○号

　　　　　　　名称　○○○○

（代表団体）

第４条　当共同体の代表団体は○○○○とし、当該事業の業務の最終責任を負う。

（事業所の所在地）

第５条　当共同体の事務所は、○○市○町○丁目○番○号に置く。

（業務分担）

第６条　甲及び乙は、当該事業の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力を行うものとする。

（委託料）

第７条　甲は、受託者の代表として、千葉県から委託料を受けるものとし、受領後、乙へ本協定書第８条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

（委託料の受領割合等）

第８条　甲及び乙が受領する委託料の割合は次のとおりとする。

　　　　　甲　○○○○　　○○％

乙　○○○○　　○○％

（事業年度及び決算）

第９条　当共同体の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までとし、事業年度末に決算を行い、決算書を作成する。

（欠損金の負担の割合）

第１０条　前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は、それぞれの責任をもって負担する。

（協定書に定めのない事項）

第１１条　本協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

　上記のとおり○○○○共同体協定書を締結した証拠として、この協定書正本２通及び副本１通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については千葉県に提出する。

令和　　年　　月　　日

○○○○・○○○○共同体

　甲　代表者　○○○○○○○○　○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　○○　○○

乙　代表者　○○○○○○○○　○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　○○　○○